

牧野篤「社会教育の再設計

—生活の基盤としての社会教育・公民館」を読む

(「社会教育」2020年6月号 38-44ページ)

若者文化研究所 西村美東士 (<http://mito3.jp>)

本誌6月号から標記の講義内容が連載されている。これは、東京大学で行われた公開講座「社会教育の再設計」の第5回において、予定していた講師が病気欠席のため、講座全体をコーディネーターする東京大学大学院教育学研究科牧野篤教授がピンチヒッターとして登壇したときの講義録である。

その内容が「生活の基盤としての社会教育・公民館—自治を再発明する」のテーマのとおり、自由で挑戦的で刺激にあふれているため、私も「読書ノート」として、その思いを書きとどめたくなった。ここでは、6月号の第1回について、述べてみたい。

1 古き良き社会教育の伝統を再評価

牧野は、寺中構想の公民館に対する「地域の茶の間・親睦交友を深める施設」という設定を高く評価している。このような牧野の議論は、とても心強い。社会教育の温かさを感じさせる。そして、社会教育の新しい役割を展望するものである。

牧野は、「地域の『茶の間』としての公民館」として、「寺中構想」の目指す公民館を次のよつて評価している。

る。「村の茶の間ですと書いてあります。親睦交友を深める施設ですとあります。(中略) 親睦交友を深めるのだけれども、実はここに地域社会を世代間で、次世代に伝えていくということが描かれているのです。社会を次の世代に伝えるための施設だと」と評価している。

私は、1946年の寺中作雄の公

民館構想を引き、公民館の公共性や教育機関としての性格については、現代社会においては、寺中構想の「伝統」を基盤にしたいと主張してきた(西村美東士「若者が集まる公民館にするためにー癒しのサンマづくりは公民館の古くて新しい役割」全国公民館連合会『月刊公民館』51号、1999年11月)。古き良き社会教育が、今後の新しい展望を切り開くことを期待したい。

実際、地方においては、公民館があり、ペテラン公民館長がいて、住民といっしょにまちをつくってきた地域がたくさんある。これまでも、社会教育は、人々の暮らしと仕事に結びついて展開されてきたのだ。ただ、残念なのは、(どこに)社会教育行政は

たとえば、国連の障害者権利条約には障害者のインクルージョンに関わって「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」とあり、「障害者も学び続けて、社会の中にきつちりと自分の位置付けをつくる、そして社会もそれをしっかりと認めて、共生していく」ということが予定されている」のだが、「日本の生涯学習は、趣味・お稽古みたいな感じに受け止められてしまつていい」と牧野は批判する。それは、

大胆な時代予測のもとに新しい価値を創造する」という面については、控えめだったことだと私は感じる。社会教育行政は、一般行政の先頭を切って市民とともにイノベーションを取り組んでいく必要があるだろう。今回の公開講座には、そのようないノベーションの展望も伴って、戦後社会教育の伝統を再評価する動き(ムーブメント)につながるのではないかという予感がする。

2 生涯学習によつて生じた「スレ」

牧野は「文科省がいわゆる行革や地方分権という政治の流れの中で、社会教育局を生涯学習局にしたところから何となくズレが生じてしまつてはいるのではないか」と問題を提起する。

たとえば、国連の障害者権利条約には障害者のインクルージョンに関わって「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」とあり、「障害者も学び続けて、社会の中にきつちりと自分の位置付けをつくる、そして社会もそれをしっかりと認めて、共生していく」ということが予定されている」のだが、「日本の生涯学習は、趣味・お稽古みたいな感じに受け止められてしまつていい」と牧野は批判する。それは、



じて個人がみずから選んで行う学習と規定されてしまっている」、「社会との関係をどうするか、自分が社会で生きていくとはどういふことなかということがきちんと定義されない形で、何となく『社会教育の講座主義的なものが生涯学習に発展したんでしょ』みたいな位置付けになってしまっている」、しかも、「文科省の社会教育局が生涯学習局へ再編されたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまっているところがたくさんある」と述べた。

牧野は、この状況について、「一般行政を含めて、社会基盤としての社会教育をどうとらえるのかという話をしなければいけなくなっている」としている。私も同感である。とりわけ、生涯学習が一般部局に移つてしまつたあとでも、重要な社会基盤として「生涯学習」ではなく「社会教育」をどうとらえようとするかの提案に意義を感じるものである。

3 社会教育の視点で居場所をとらえる

牧野は、いじめ問題について、「学校のリスクマネジメントが不十分だったのではないか。教員が子どもた

え方を生涯にわたる学びによってより発展させ、暮らしや仕事を充実させることによって、地域や社会を形成する相互関与の活動」といえるべきだと考えている。しかし、それでも「社会教育」がすでに戦後から行われてきたのであり、その伝統を絶やしてはならないと考える。生涯学習が社会形成活動の「ソーシャル」を豊かにすることは大切にしたいが、さうにそのままおもとには、日本では「古き良き社会教育」の伝統が流れていることを忘れてはならない。戦後社会教育のあとに欧米からやってきた生涯教育は、社会教育の伝統的コンセプトを学校教育を含めて強化・発展させるものであつてほしい。それが「政治の流れの中で生じたズレ」を解消することにつながるに違いない。

牧野は、「おおもと」とは、「学校の中だけで解決することなのか」という違和感があるのだと言う。無責任な第三者によって「行かなきゃ行かない」とから一歩出たら忘れちゃうんじゃないですか」と釘を刺す。

「子どもおおもとは」「学校の中だけでは、ちゃんと学歴が取れる仕組みはついているのであれば、それはよろしくない。教員の感度を高める必要がある。さらにそれができないような勤務の在り方であるのならば、それは改善されなければならない。教員の多忙化の問題をどうするのか」という議論に無力感を覚える。そして、れば住民自治の「社会基盤」として、「社会教育」がすでに戦後から行われたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまつているところがたくさんある」と述べた。

牧野は、この状況について、「一般行政を含めて、社会基盤としての社会教育をどうとらえるのかという話をしなければいけなくなっている」としている。私も同感である。とりわけ、生涯学習が一般部局に移つてしまつたあとでも、重要な社会基盤として「生涯学習」ではなく「社会教育」をどうとらえようとするかの提案に意義を感じるものである。

私は、生涯学習を、「趣味・お稽古みたいな感じに受け止め」るのではなく、「人々が自分のものの見方・考

ちと正面から向き合えない状態になつてしているのであれば、それはよろしくない。教員の感度を高める必要がある。さらにそれができないような勤務の在り方であるのならば、それは改善されなければならない。教員の多忙化の問題をどうするのか」という議論に無力感を覚える。そして、れば住民自治の「社会基盤」として、「社会教育」がすでに戦後から行われたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまつているところがたくさんある」と述べた。

牧野は、「おおもと」とは、「学校の中だけでは、ちゃんと学歴が取れる仕組みはついているのであれば、それはよろしくない。教員の感度を高める必要がある。さらにそれができないような勤務の在り方であるのならば、それは改善されなければならない。教員の多忙化の問題をどうするのか」という議論に無力感を覚える。そして、れば住民自治の「社会基盤」として、「社会教育」がすでに戦後から行われたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまつているところがたくさんある」と述べた。

牧野は、「おおもと」とは、「学校の中だけでは、ちゃんと学歴が取れる仕組みはついているのであれば、それはよろしくない。教員の感度を高める必要がある。さらにそれができないような勤務の在り方であるのならば、それは改善されなければならない。教員の多忙化の問題をどうするのか」という議論に無力感を覚える。そして、れば住民自治の「社会基盤」として、「社会教育」がすでに戦後から行われたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまつているところがたくさんある」と述べた。

で、ちゃんと学歴が取れる仕組みはついているのであれば、それはよろしくない。教員の感度を高める必要がある。さらにそれができないような勤務の在り方であるのならば、それは改善されなければならない。教員の多忙化の問題をどうするのか」という議論に無力感を覚える。そして、れば住民自治の「社会基盤」として、「社会教育」がすでに戦後から行われたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまつているところがたくさんある」と述べた。

牧野は、「おおもと」とは、「学校の中だけでは、ちゃんと学歴が取れる仕組みはついているのであれば、それはよろしくない。教員の感度を高める必要がある。さらにそれができないような勤務の在り方であるのならば、それは改善されなければならない。教員の多忙化の問題をどうするのか」という議論に無力感を覚える。そして、れば住民自治の「社会基盤」として、「社会教育」がすでに戦後から行われたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまつているところがたくさんある」と述べた。

牧野は、「おおもと」とは、「学校の中だけでは、ちゃんと学歴が取れる仕組みはついているのであれば、それはよろしくない。教員の感度を高める必要がある。さらにそれができないような勤務の在り方であるのならば、それは改善されなければならない。教員の多忙化の問題をどうするのか」という議論に無力感を覚える。そして、れば住民自治の「社会基盤」として、「社会教育」がすでに戦後から行われたことを受けて、地方自治体の社会教育課が生涯学習課に衣替えされ、その結果、当初は補助執行で教育委員会から一般部局に生涯学習課が移り、さらにいまではほとんど完全に移管されてしまつているところがたくさんある」と述べた。

「へしょりたりとくへり」となつて
いくと言ふ。そして、「なぜども」も
たちが学校を「んなに」引きずらなければ
ればいけないのか」と問いかける。

そして、今や一〇〇の社会で、子どもたちは、人格をじぶんのいくから評価され続けて、さらされていく感じになってしまふ。学校から出な

さい、逃げなきこといわれても、出でいく先がない、学校も地獄だけと出ていくとも地獄なのではないかと言ふ。」のようにして、牧野は、「私たちには社会というのがあるのか、居場所はあるのか」と問い合わせ教育という視点から考えていく必要があると述べた。

私は、今は、トランジション（スマートな移行）と言つて、在学ではなく、卒業後に社会で活躍できる」といふこそ学校教育の重要な役割であるという認識が広がつている」と述べた。

と考える。牧野の言を借りれば「学校を引きずつたまま」苦しむ青少年に対し、新しい選択肢を提供した。

論的な目標に対する恣意的な評価ではなく、到達目標を明確にして、その到達度を適正に判定する評価基準があり、どの若者も、そこでの評価を参考にして自己卑下でも自己肥大でもない適正な自己評価を行い、社会での自分の適正な位置決めをしていけるような社会をつくりだしていただきたい。しかし、その基盤として、社会教育が提供する居場所の機能が期待される。そこで、多様な価値と、ある意味「なんでもあり」の実社会と交わり、承認される」とこによって、社会的視野からの自己評価が可能になるのである。「学校から逃げてもいい」という言葉は、牧野の言う通り、「どこに行っても評価にさりとされる」とを知っている青少年にとっては、たしかに「響かない言葉」になつているのだと思う。だが、現在の彼らが感じている環境を超える地平を社会が示せたとき、彼らは「みんな違つてみんないい」という「自己肯定感」だけのいわば「妄想」ではなく、社会的に有益であるという「根拠のある自信」をもって生きていくのだと思う。

と展望を示し、その到達度を評価する「教育」の機能とともに、「居場所」における「肩を押してくれる」「見守ってくれる」「話を聞いてくれる」「ちょっと違うと困ってくれる」などの「教育機能」の発揮が重要であると考えている（西村美東士「中高生の居場所の条件と新しい支援—第3の支援を考える」）。

4 社会教育の「ゆるさ」「がい

寺中作雄が社会教育法をつくるとき)に、与野党こそつて反対だったの
で、G.H.Qの成人教育担当官のネル
ソンが、「こんなにいい法律はない。
ある意味こんなに緩い法律はない。
これこそが、社会教育の自由を守る
ために必要だ」と書いて高く評価し、
与野党の代表者を呼んで説得してく
れたという話を牧野は紹介する。

牧野は、「社会教育法を、禁止事項が少ないとでも緩い法律であり、権力の介入ができるだけ避けて、住民が自分たちでやっていくようにしてなさいね」という法律になつてゐる」と評価する。

「これまで、社会教育法が「奨励義務」という「緩い」記述になつてゐることに對して、義務教育の記述との違いと比べて不満を述べる社会教育関係者もいたが、牧野のこのよ

ある（西村美東士「反みんな主義あふれ者公民館願望」全国公民館連合会「月刊公民館」517号、pp.6-7、2000年6月）。今から読め

うな評価」)。しかし、社会教育の良さを理解した者の発言と考へるべきだろう。

そして、社会教育法23条の営利や

政治に関する禁止事項について、
「営利目的だけの事業や特定の営利事業者、特定の政党・候補者、特定の宗教や宗教団体の利益・便宜を図つてはいけない」となつてゐるのであって、「特定」とは、「普通に受け止めれば、特に指定した一部のどうじ」とですから、そうでなければ広くじやんなことをやつてもいいといふことになります」と緩やかにとりえるよう主張している。

牧野の言うように「現実の運用では多くの自治体で、金も受けはいけない、政治活動はいけないとか、教育施設だからあれこれやつてはいけないことまでいっぱいになつていますけれども、本来は基本的には何をやつてもいいと解釈できるような条文になつてゐるはずです」と述べ、「今では、さうに厳しくて、飲食禁止とか、酒は飲んじやいけないと、教育機関だから、教育施設だからといわれますけれども、酒を飲まないで地元のことを語れますか」と述べている。

私も1970年代頃、東京都青年

の家に勤務していたとき、「教育施設なのだから」という（よく考えれば）理由にならない理由で、飲酒禁止が前提となつていた。

これをひっくり返すために、若手社会教育主事補と一部のベテラン社会教育主事は、ずいぶん苦労してきました。しかし、何でも禁止をしておけば、職員はあとは悩むもしないといふのは、「手抜き」と言わざるを得ない。

このような「手抜き」は、個人情報や著作権の保護を口実にした「無為」にも見られる（西村美東士「社会教育関係者」とっての電子メール）。一次利用されたい著作権の誕生[1]

財団法人AVCC『平成8年度文部省補助事業生涯学習関連施設調査研究報告書』、pp.94-97、1997年3月）。社会教育を、手抜き、さぼりがまかり通り、規制緩和を一生懸命追求する職員が無視されるような世界にしてはいけない。

5 公民館がめざす「地域」とは何か

6月号は、「公民館は社会をつくる自治の基盤」として、次のようにまとめられている（近年の学習指導

要領の検討から始まる議論も、このあとに掲載されているが、これは次の報告に送ることとする）。

GHQは隣組や町内会というのは住民を戦争に動員する組織だと思っていたので解散命令を出したのですが、公民館は新しい社会をつくる自治の基盤になるものだという解釈をした。

それは、住民が公民館を使って、自分たちで地域のことを議論して、自分たちで地域を經營していくための拠点なのだと受け止められたといふことだ。だからこそ施設中心主義で、団体中心主義ではないのだと牧野は言う。「施設をつくって、そこをみんなが寄つて集まつて、そこを

場として、活動して、自分たちで地域社会をつくり、担い、経営していくための拠点」とされた。「これを牧野は、次のように解釈する。一人ひとりが当事者になつていふと考えられていた。それは、「家」を基本とした隣組や町内会ではなくて、個人を基本としたアソシエーションとして、地域「ミニユーティを再生」しようとしたことでもあると考えられる。けれども、どうもその後、占領が解除されて、主権が日本に戻るにつれて、そうではなくなつてしま

つた。「家」を基本とした地域社会に戻つていつてしまつたように思ふ。

この指摘は重大であるが、より詳しい検討が必要であろう。公民館が「社会をつくる自治の基盤」であることをわれわれがあらためて認識したとき、そこでイメージされる自治とは、地域とは、何なのか。日本の現状や近未来を考えた場合、「家」を基本というよりも、ややもも悪くも基本となるのではないか。そこで課題は、団体中心主義を廃して施設中心主義、とりわけ施設の個人利用の普及によって解決できるものではないと私は考える。

今日の必然としての「個人化」と、今後の社会参画・協働社会に向けた「社会化」とを一体的に見る教育的視点が求められている（西村美東士「個人化の進展に対応した新しい社会形成者の育成—キャリア教育及び青年教育研究の視点から」『日本生涯教育学会年報』33号、pp.1-45、154、2012年11月）。

「公民館は社会をつくる自治の基盤」という共通認識のもとに、その内実について議論を続けたいと考える。